

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和3年6月10日（木）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和3年度3回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年6月10日(木) 午後3時00分から午後4時20分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 中間管理機構事業(農地利用集積計画)に係る意見決定について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	6番 相馬 和幸	7番 高木 浩義
8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介	

(2) 欠席委員(1人)

5番 原 正輝

4 農業委員会事務局職員

事務局長 山川 和徳(欠席)

事務局員 荒木 博光

事務局員 村上 学

農地集積専門員 高山 勇

令和3年度第3回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会 長（案）〈あいさつ〉

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議 長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

（賛同の声）

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に3番 前田委員、4番 相馬委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上参事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を

禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字村上4214番

地目：畑 面積：6,925㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を6月2日（水）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は天津町在住で熊本県の認定農家で、酪農を営んでおられ、農地取得後は飼料を作付するとのことであります。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、9,255㎡であり、下限面積の条件を満たしております。（※実際は8町以上（下限面積50a））

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員 議案第1号の番号1について、7番推進委員が説明します。
申請人は事務局から説明がありましたとおり、大津町で酪農を営まれておられる熊本県の認定農家です。農業に対して経験もあり意欲的な人物であると思われ特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

(質疑なし)

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に番号2について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 先程と同じく、農地法第3条でありますので、不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなっているところであります。
それでは、議案の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号2を説明します。

申請地：原水字古閑原上3705番2 外2筆
地 目：畑 合計 4,345㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましても、現地調査を6月2日（水）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P8をご覧ください。農機具の確認も行っております。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。農器具につきましては、トラクター、マルチ張機、管理機、甘藷の洗浄機等を所有されています。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は大津町で主に甘藷を生産されておられ、取得される農地では甘藷もしくはブルーベリーを作付するとのことであります。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、3,261㎡であり、取得後の農地と合わせ下限面積の条件を満たしております。

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

- ◆7番推進委員 議案第1号の番号2について、7番推進委員が説明します。
譲受人は、大津町で主に甘藷の生産をされておられます。集落内の営農グループで営農されており、現地調査においても、農機具や貯蔵庫も完備されており、新たに取得予定の農地においても適正な管理が行われると思います。特段問題ないと思われれますので、よろしくご審議をお願いします。

- ◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

(質疑なし)

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって議案第1号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に番号3について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

- 事務局 先程と同じく、農地法第3条でありますので、不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなっているところであります。
それでは、議案の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号3を説明します。

申請地：久保田字中原3081番
地目：畑 合計 1,227㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を6月1日(火)に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P12をご覧ください。
農機具の確認も行っております。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は主に椿を栽培されており、既に1町ほど作付けされており、取得予定地においても椿を作付け予定とのことです。なお、両親は認定農家であり一緒に営農されておられます。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、67,802㎡であり、下限面積の条件を満たしております。

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われ、また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆6番推進委員

議案第1号の番号3について、6番推進委員が説明します。

譲受人は、家族で農業に従事されており、主に水稻、椿等の作付けをされており、現地調査においても、農機具も所有されており、適正に農地を管

理されると思います。特段問題ないと思われまので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

◆ 4 番委員 農地の取引価格が廉価になっているのは理由がありますか？

■事務局 本案件は農地を手放したいという意向を受けての購入となるため、他に比べて購入価格が廉価となっています。

他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 3 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって議案第 1 号の番号 3 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第 4 条は、権利移動を伴わない自己転用でございます。
議案書 3 ページの議案第 2 号 番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字南沖野 5 6 6 6 番 3 0 2
地 目：畑
転用面積：合計 4 6 5 m²
転用目的は、農家住宅です。

この議案につきましては、現地調査を 6 月 1 日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 1 4 ～ P 1 7 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

(水管、下水管等が埋設されている沿道でおおむね500m以内に公共施設等が存在する農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は沿道に水管及び下水管が埋設されており、おおむね500m以内に公共施設等(菊陽西小学校、このとり保育園等)が存在する農地であり第3種農地で原則転用可能です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

なお、現地は砂利敷となっておりますが、以前の農産物の直売所があった場所で、第三者が許可を受け豚肉等を販売されておられました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番推進委員

議案第2号の番号1について、8番推進委員が説明します。

本申請地は、事務局より説明があったとおり、沿線には公共インフラがととのっており、周辺は市街地が広がる農地です。申請地北側に栗園を営まれており、近接地に農家住宅を建設し営農効率の向上を図るとのことです。転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号1を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第3号 番号1について説明します。

議案書は4ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：沖野1丁目5715番1 外2筆

地 目：畑

合計転用面積：846㎡

転用目的は、建築条件付き売買予定地（宅地分譲）です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましては、現地調査を6月1日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP18～P21をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆8番推進委員 議案第3号の番号1について、8番推進委員が説明します。
本申請地は、東側および南側には農地が広がっておりますが、県道を挟んだ北側及び東側は市街化が広がっている農地です。個人住宅を建設する計画となっておりますが、現地調査の際、申請者の代理人には、農地の際ギリギリには建物を建てないよう要望しております。よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆4番委員 残農地南側への進入路はどうなりますか？

■事務局 近隣住宅の北側に進入路が整備されています。

◎議長 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号2を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案第3号 番号2について説明します。
議案書は同じく4ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字上前通5 1 9 1番3 他1筆
地 目：畑
転用面積：123㎡
転用目的は、個人住宅です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく現地調査を6月1日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP22～P25をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。なお、当該地はすでに農地の状態ではないため、申請者より始末書の提出がっております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆8番推進委員

議案第3号の番号2について、8番推進委員が説明します。

本申請地は、南側に10ha以上の広がりのある農地ではありますが、事務局から説明がありましたとおり、集落内開発地域に属しているとともに、申請地は農地の状態ではありません。また、申請地の東は道路、西側は宅地であるため、宅地へ転用することにより、他に影響を与えることはないと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

◆8番推進委員 本農地は先月も周辺農地が議案となっており、現地確認を行っている。
同地周辺で残り1区画があるようですが、現地確認は不要ではないでしょうか？

■事務局 ご意見のとおりだと思いますので、事務局での写真撮影をもって現地確認を行いたいと思います。

◎議長 他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第3号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって、議案第3号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号3を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案第3号 番号3につきましては、申請内容に不備がございましたので、
取下げがっております。内容を精査し、改めて申請しなおすとのことです。

◎議長 次に、議案第3号 番号4を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案第3号 番号4について説明します。
議案書は同じく4ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：曲手字八反畑305番2 他3筆
地目：畑
転用面積：4,674㎡
転用目的は、建築条件付き売買予定地（個人住宅）です。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく現地調査を6月2日（水）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP30～
P33をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

2) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆1番委員

議案第3号の番号4について、1番委員が説明します。

この農地は集落開発地域に属する農地で、17区画を分譲する案件です。南側に10ha以上の広がりのある農地がありますが、今回の申請地北側および東側にはすでに住宅が建っており、また南側には墓地があります。西側には一部農地が残りますが、今回の申請者自身が所有する農地であり、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

◆6番委員

集落接続とは具体的にどのようなものでしょうか？

■事務局

集落内開発制度の指定区域内で、住宅群（集落）に接続していることを要件としていることを指します。

◎議長

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第3号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第3号の番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号5を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第3号 番号5について説明します。

議案書は4ページ及び5ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：曲手字八反畑315番4 他2筆

地 目：畑

転用面積：2,429㎡

転用目的は、建築条件付き売買予定地（個人住宅）です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく現地調査を6月2日（水）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP34～P37をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

(10ha以上の広がりのある一段の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆1番委員

議案第3号の番号5について、1番委員が説明します。

この農地は集落開発地域に属する農地で、9区画を分譲する案件です。南側に10ha以上の広がりのある農地がありますが、今回の申請地と南側道路との間には約2mの段差があります。また東側には農地が残りますが、申請者自身が所有する農地であり、他に影響を与えることはないと思われまので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第3号の番号5は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号6を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第3号 番号6について説明します。

議案書は同じく5ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字南方670番1 他1筆

地目：畑

転用面積：1,712㎡

転用目的は、建築条件付き売買予定地（個人住宅）です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく現地調査を6月2日（水）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP38～P41をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。

（10ha以上の広がりがない、その他の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのなく、どの農地区分のも属しない農地で第2種農地と判断しております。なお、申請にあたり代替地の検討も行われております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆4番委員

議案第3号の番号6について、4番委員が説明します。

本申請地は、事務局から説明がありましたとおり、集落内開発地域に属しているとともに、申請地は農地の状態ではありません。また、申請地の北側は県道、西側は宅地、南側は道路であるため、宅地へ転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第3号の番号6の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって、議案第3号の番号6は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号7を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第3号 番号7について説明します。
議案書は同じく5ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字向原1016番1 他2筆
地 目：畑
転用面積：2,528㎡
転用目的は、建売分譲です。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく現地調査を6月2日(水)に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP42～P45をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。
(駅からおおむね300m以内の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は JR 原水駅からおおむね300m以内に存在する農地であり第3種農地で原則転用可能です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆9番委員 議案第3号の番号7について、9番委員が説明します。
本申請地は、事務局より説明があったとおり、原水駅に近接する農地で、周辺は近年住宅が建ち始めている地区です。今回の転用で周辺には農地がなくなり、他に影響を与えることはないと思われまので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第3号 番号7の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって、議案第3号 番号7は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和3年5月31日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書のP6からP7をご覧ください。

今月は、

1の利用権設定が10件、18筆で合計28,840㎡です

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和3年5月31日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。
議案書の8～10ページをご覧ください。
議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は10件の17筆で合計面積38,741㎡です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時20分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年6月10日

会 長

議事録署名人

議事録署名人